

局所排気装置等の性能要件について

1 特定化学物質障害予防規則等における局排の性能要件の設定状況

特定化学物質障害予防規則においては、原則として、第1類物質については制御風速、第2類物質については抑制濃度を設定している。ただし、第1類物質においても、日本産業衛生学会の許容濃度等の文献があり、制御風速ではなく、抑制濃度を設定しているもの（「塩素化ビフェニル（別名PCB）」及び「ベリリウム及びその化合物」）もある。

なお、有機溶剤中毒予防規則においては、制御風速を設定している。鉛中毒予防規則においては抑制濃度を設定している。

2 1, 4-ジクロロ-2-ブテンに関する文献について

1, 4-ジクロロ-2-ブテンについては、作業環境測定の対象とせず管理濃度を設定していないが、ACGIHのTLV（0.005 ppm）が勧告されており、抑制濃度の設定を検討することはできると思われる。

定量下限値は、0.00065 ppm（採気量2L）である。

3 制御風速の設定について

当該物質を取り扱う主な作業としては、現在、製造時のサンプリング作業であり、当該物質を取り扱う事業場が限られ、取り扱う作業場所は屋外であるため、局所排気装置等が設置されている事例はない。

このため、当該物質の当該作業における制御風速について、データ等に基づく設定は、困難ではないかと考えられる。